

資金の追加・併用ができます(基準書第9関係)

同一資金内での追加や、運転資金・設備資金の併用融資ができます。また、既に融資を受けている資金と異なる資金でも、併用融資ができます。

- (1) 併用融資の限度額は、同一資金内では設備資金の限度額、異なる資金間については新たに該当する資金の限度額とし、既に融資を受けている資金の未償還元金を控除して得た額の範囲以内とします。
- (2) 特別経営安定資金、災害復旧対策資金及び季節資金は別枠とし、これらを併用する場合は融資枠に制限があります。
- (3) 小規模企業者小口資金を別枠とし、運転資金と設備資金を併用する場合の限度額は、合計で1,250万円とします。

利用者の負担軽減を行っています(基準書第15、第16関係)

利子補給

- (1) 小規模企業者小口資金の利用者が金融機関に支払った約定利息のうち、年利1.2%分を次年度に利子補給します。(要申請)
- (2) 創業支援資金の利用者のうち、創業支援事業計画における「認定特定創業支援事業による支援を受けたことの証明」の交付を市町村から受けた者が金融機関に支払った約定利息のうち、年利1.0%分を次年度に利子補給します。(要申請)

信用保証料の軽減

- (1) 小規模企業者小口資金に係る信用保証料の一部を、市と県が信用保証協会へ支払い、利用者の負担軽減を行います。

特例措置を行っています(基準書別添1、別添3)

借換融資の受付

既往借入金の一括返済に要する資金を、借換資金の運転資金「経営の安定及び改善に融通する資金」と認めます。
条件等については基準書をご確認ください。申込期限は2020年3月31日です。

条件変更の受付

償還期間の延長や、償還猶予を認めます。
条件等については基準書をご確認ください。申込期限は2020年3月31日です。

特別経営安定資金の融資対象の緩和

経済の不況等の影響を受け、資金調達が困難な中小企業者等に対し融資する特別経営安定資金について、次のいずれかに該当する場合、2020年3月31日までは、業種の要件を緩和し、業種に関係なく融資の対象とします。

- (1) 最近3ヶ月間の売上高等が対前年同期比で5%以上減少していること。
- (2) 最近3ヶ月間の売上総利益率が対前年同期比で20%以上減少していること。

融資の対象としないもの

- (1) 許認可を要する業種にあっては、これを受けていない者。
- (2) 借入金の返済、土地及び建物の購入にあてるもの。
- (3) 車両購入のうち乗用車の購入にあてるもの。(ただし、会社名やロゴなどが車体にペイントされ、事業用と明らかなものは融資対象になります。)
その他、制限がありますので、基準書等をご確認ください。



2019年度

甲府市中小企業振興融資

産業部 観光商工室 商工課 商工業係

〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 市役所本庁舎8階

TEL 055(237)5695

FAX 055(227)8065

融資条件の詳細は基準書等で定めています。
基準書等につきましては、甲府市 HP よりご確認ください。

<http://www.city.kofu.yamanashi.jp/shoko/business/jigyo/kee/yushi.html>

甲府市 中小企業振興融資

検索



甲府市中小企業振興融資制度資金一覧

資金	資金の内容	融資対象者	資金用途	利用限度額	融資利率 (%)	償還期間 (最長据置期間)	取扱金融機関	
中小企業経営改善資金	中小企業者の経営の安定、施設の近代化及び合理化のために必要な資金	中小企業者	運転資金	2,000万円	2.0	5年以内 (6ヶ月)	山梨中央銀行 本・支店	
			設備資金	3,000万円	セ保証 1.8	10年以内 (12ヶ月)		
創業支援資金	新たに事業を開始するために必要な資金	市内において事業を行う者	運転資金	1,000万円	2.1	5年以内 (6ヶ月)	甲府信用金庫 本・支店	
			設備資金	1,500万円	全保証 1.9 (0.9)	10年以内 (12ヶ月)		
中小企業事業転換資金	経済環境の変化に対応して、事業の転換又は多角化を図るために必要な資金	中小企業者 事業転換の場合：3年以内に事業規模の3分の1以上を転換する者	運転資金	1,000万円	2.0	5年以内 (6ヶ月)	山梨県民信用組合 本・支店	
			設備資金	3,000万円	セ保証 1.8	10年以内 (12ヶ月)		
地場産業振興資金	地場産業の振興を図り、経営の近代化、経営基盤を確立するために必要な資金	中小企業者のうち製造業を主たる事業として営む者	運転資金	2,000万円	1.9	5年以内 (6ヶ月)	みずほ銀行 甲府支店	
			設備資金	3,000万円	セ保証 1.7	10年以内 (12ヶ月)		
大規模小売店舗等進出対策資金	大規模小売店舗等の進出等により、事業活動に相当影響を受ける場合に必要資金	中小企業者のうち甲府市の指定する区域内で、競合品を扱う物品小売業者	運転資金	1,000万円	1.9	7年以内 (6ヶ月)	りそな銀行 甲府支店	
			設備資金	5,000万円	セ保証 1.7	12年以内 (12ヶ月)		
特別経営安定資金	取引先企業の倒産、為替相場の急激な変動又は経済の不況若しくは急激な変動により著しい影響を受ける場合に必要資金	中小企業者等	運転資金 (連綿倒産防止対策)	4,000万円	1.6	10年以内 (12ヶ月)	商工組合中央金庫 甲府支店	
			運転資金 (為替変動対策)	2,000万円		セ保証 1.4		7年以内 (12ヶ月)
			運転資金 (不況対策)					
災害復旧対策資金	地震、風水害、火災等の災害により、著しい影響を受け、復旧のために必要な資金	中小企業者等	運転資金	1,000万円	1.4	7年以内 (12ヶ月)	セ保証 1.2	
			設備資金	2,000万円	1.6	10年以内 (12ヶ月)		
季節資金	資金需要が活発となる夏季(6~8月)、年末年始(11~1月)の金融円滑化のために必要な資金	中小企業者	運転資金	500万円	1.6	5月以内	セ保証 1.4	
協同組合育成資金	協同組合の健全な発展と構成員の経営の安定化を図るために必要な資金	事業協同組合 企業組合 協業組合 商工組合 事業協同小組合 商店街振興組合 生活衛生同業組合	運転資金	2,000万円	2.1	5年以内 (6ヶ月)	セ保証 1.9	
			設備資金	5,000万円	1.8	10年以内 (12ヶ月)		
			共同施設設置資金	10,000万円	セ保証 1.6	12年以内 (12ヶ月)		
小規模企業者小口資金 (無担保・無保証人)	小規模企業者の事業の安定、施設の近代化のために必要な資金	中小企業者のうち常時使用する従業員の数が20人(商業、サービス業(宿泊業及び娯楽業を除く。))を主たる事業とする者については5人以下の事業を営む者	普通資金 (運転資金)	1,250万円	2.2 (1.0)	5年以内 (6ヶ月)	山梨中央銀行 甲府信用金庫 山梨信用金庫 山梨県民信用組合 各本・支店	
			普通資金 (設備資金)	1,250万円		7年以内 (6ヶ月)		
			緊急資金 (運転資金)	50万円	1.8 (0.6)	1年以内 (2ヶ月)		

1 利用できる方

市内に住所(法人にあっては本店住所)及び主たる事業所を有し、同一事業を1年以上営んでいる方。(創業支援資金を除く)
 創業支援資金については、市内において事業を開始しようとする者または事業開始後5年未満の者で、かつ、申込時点で市内に住所(法人にあっては本店住所)を有する者。山梨県信用保証協会の保証対象となる事業を営んでいる方。
 市税の滞納がない方。
 小規模企業者小口資金については、**融資申込日以前1年間に納期が到来した市県民税の所得割が課税され、完納している方。(法人にあっては税割額)**
 中小企業基本法第2条の規定に定める中小企業者(下記表)であること

業種	資本金・出資金	従業員数	
製造業等(建設業、運輸業などを含む)	3億円以下	300人以下	
卸売業	1億円以下	100人以下	
サービス業	5,000万円以下	100人以下	
小売業	5,000万円以下	50人以下	
特例	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5,000万円以下	200人以下
	医業	(条件なし)	300人以下

2 担保及び保証人

金融機関、保証協会の定めによります。
 ただし、**創業支援資金及び小規模企業者小口資金については、原則として不要です。**

3 融資利率

利率は年率で固定とします。
 上段の利率は、保証協会の保証を付けた場合の利率です。保証協会の保証を付けない場合は、上段の利率に**0.1%上乗せした利率**となります。(小規模企業者小口資金を除く。)
 セ保証とは、セーフティネット保証(経営安定関連保証)第1号から第6号の保証・危機関連保証・東日本大震災復興緊急保証をいいます。また、経営力強化保証を利用した借換融資を行う場合(中小企業経営改善資金・地場産業振興資金)も、同じ融資利率となります。
 全保証とは、創業関連保証、支援創業関連保証、創業等関連保証をいいます。

4 償還方法

元金均等月賦返済とします。また、季節資金については一括返済も可能です。

5 融資金額の上限

運転資金の融資金額は年間総売上高の3分の1、設備資金は5分の4を限度とし、次により算出された金額までとします。(創業支援資金を除く)
 商品、材料等の購入に要する運転資金は、事業費(見積)の90%以内
 貸店舗への入居に要する設備資金は、保証金、敷金、権利金の合計額の80%以内
 を除く設備資金は、事業費(見積)の90%以内

6 資金用途について

運転資金は、商品の仕入れ、原材料の購入、または「経営の安定及び改善に要する資金」などです。
 設備資金は、店舗や事務所等の新築、増改築、または公害対策や機械設備等の近代化に融通する資金などです。なお、原則として施設や設備の発注、契約、着工、設置前のものとします。

()内の利率は利子補給後の実質利率